

第4章 計画の取り組み

第4章 計画の取り組み

1. 計画の進行管理

(1) 計画推進における評価

基本指針に即して定めた数値目標(「障害福祉サービスに関する数値目標」)を「成果目標」とし、各サービスの見込量(「障害福祉サービスに関する各サービスの見込量」、「地域生活支援事業に関する各事業の見込量」)を「活動指標」として設定し、事業を実施に際し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、津山市障害者施策推進審議会において、評価を受けるとともに、その結果について公表します。

(2) 点検・評価結果の反映

雇用・教育の関係機関、その他関係団体からなる津山市障害者施策推進審議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

2. 市民及び関係機関との協働

障害者施策は、福祉や保健・医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般の幅広い範囲に及び、障害の内容や程度及びライフステージに応じた総合的なきめ細かい取り組みが必要となります。

障害のある人が安心して、地域社会で生活していける社会を実現するためには、市民の協力はもとより、市と関係機関(福祉施設、福祉サービス事業者、教育機関、医療機関、ボランティア団体、障害のある人の団体、その他団体等)などとの連携は不可欠であることはもちろん、地域社会と関係機関の協力体制も必要であり、障害のある人の多様なニーズに応じて、これらの各種サービスが総合的に提供できるよう、サービス提供事業者、医療機関、関係機関の連携の強化を図り障害者施策の推進を図ります。

また、障害者施策の広報に努め、周知を図り、障害のある人も含め、市民の主体的な参画を促進するとともに、障害のある人やその家族に障害福祉サービスなどの周知を図ることで、各種サービスのより積極的な利用の促進に努めます。

3. 広域での協働

計画の推進するにあたっては、広域的な視点で取り組んでいくことも必要であり、国や県及び近隣の市町村などとの連携を図り、津山地域自立支援協議会等から、幅広く専門的な意見を聴取し、障害者施策の展開やサービスの提供を行います。

